

理想の被告人質問を 探求する

弁護人は多くの場合、自らの尋問の良し悪しについて、第三者から評価される機会がありません。また、弁護人が考える被告人質問の在り方と裁判官・検察官が考える被告人質問の在り方に乖離がある可能性もあります。

今回は、刑事弁護委員会の皆さまに、「被告人質問」をテーマに裁判官、検察官、弁護士という法曹三者の座談会を企画していただき、裁判所、検察庁で協力のもと、各々の立場で考える、真に効果的で「分かりやすい」被告人質問とは何かを語っていただきました。

被告人質問についての裁判官の受け止め方や被告人質問先行についての検察官の考えなど、弁護人の立場からはなかなか知り得ないお話が盛りだくさんです。弁護人として実践できる具体的なポイントや被告人質問先行がもたらす効果についても理解を深めることができる大変充実した内容となっております。

理想の被告人質問とは何か。会員の皆さまが改めて考える機会となりましたら幸いです。

LIBRA 編集会議 濱島 幸子

CONTENTS

- 座談会「今、被告人質問を考える」 2 頁
 はじめに
 被告人質問の目的と受け止め方
 理解される被告人質問とは一最低限必要とされる技法
 共感される被告人質問の在り方
 被告人質問先行型審理の現状と課題
 おわりに
- 「被告人質問先行」はなぜ普及しないか ―座談会の感想も含めて― 12 頁

座談会「今、被告人質問を考える」

実施日

2021 年 8 月 6 日

出席者

東京地方裁判所刑事部裁判官

東京地方検察庁公判部検察官

刑事弁護委員会委員

刑事弁護委員会広報・研修部会部会長

鈴木 巧 氏

望月 栄里子 氏

村井 宏彰 (61期)

赤木 竜太郎 (67期) 司会

はじめに

司会：本日はお忙しいところありがとうございます。
本日は裁判員裁判対象事件の被告人質問について、
弁護人はどのようなことを念頭に置くべきか、特に
我々弁護人が普段正しいと思ってやっている被告人
質問は、現場の裁判官や検察官に通用しているのか、
との問題意識の下でお話を伺えればと思います。

本題に入る前に、簡単に自己紹介をお願いします。
特に裁判員裁判との関わりについて教えていただけ
ますと幸いです。

鈴木裁判官：東京地裁刑事第18部で部総括をしてお
ります。私が裁判員裁判を担当したのは平成26年
からで、最初は右陪席として関与していました。平
成27年11月から裁判長として関わるようになりました。
裁判員裁判を担当しているのは通算で5年ぐ
らいでしょうか。

望月検察官：私は裁判員制度が始まった平成21年当
時、公判部にいたんですけれども、この当時、東京
では特判部という部が裁判員裁判に専従しておりま
したので、そこに補助的に関わるという形が入って
おります。自分で裁判員裁判対象事件を集中的に
担当したのが平成24年、千葉地検でした、このとき
には1年間で常に約20件抱えておりました。裁判員
裁判というものを本当に自分でも学び、かつ非常に
集中して勉強した時期でした。

その後、平成30年以降は決裁官という立場で、
検察官が裁判員裁判にどのような姿勢で臨んでいく
のがいいのかを考えながら、指導・助言する側として
関与しております。

村井弁護士：私は61期です。裁判員裁判が始まった
のが弁護士登録1年目でした。ずっと法テラスの常
勤弁護士をしており、各地を転勤してきました。最

初の1年は横浜、その後、千葉、岐阜と転勤し、現
在は立川支部におります。法テラス常勤弁護士の中
では刑事弁護を多くやっている方だと言われており
ます。そうはいっても、たぶん裁判員裁判は30件
ぐらいしかないので、鈴木裁判官や望月検察官ほど
の経験はないと思っています。

被告人質問の目的と受け止め方

司会：それではご紹介もいただきましたので、早速本題
に入りたいと思います。やや大上段からの質問です
が、被告人質問の目的について、どのように整理さ
れているか、伺いたいと思います。弁護人の立場か
らはいかがでしょうか。

村井弁護士：目的はいくつかありますけれども、1番
大きなものは我々の依頼者の主張を正しく伝えると
いうこと。問題はその伝え方でして、否認事件であ
っても量刑事件であっても、判断のポイントとなる
事項に関する被告人・弁護人の主張を正しく、過
不足なく伝える、それが1番の大きな目的だと思っ
ています。

2番目としては、被告人の人となりをやはり分か
ってもらわないといけない。公判の被告人質問まで
の段階では、検察官、弁護人も含めて、被告人以
外の人たちが主に話してきたわけですが、被告
人本人はどうなんだって、とても重要だと思うん
ですよ。人となりも含めて、どうしてこの事件を
起こしたんだとか、何があったのか、事件の中身
に限らず、人となりを伝えるというのも、被告人質問
の重要な目的だと思います。

司会：裁判官の立場からはどのように理解されていま
すか。

鈴木裁判官：否認事件であれば、やはり被告人の言



左から
赤木会員(司会)
望月検察官
鈴木裁判官
村井会員

い分を聞いてみようというスタンスで臨んでいると思います。もちろん被告人が話すことは証拠になりますので、証拠を得るという面もありますが、否認事件であればどちらかというと被告人の言い分はどういうものか、それを聞くという、そちらに軸足を置いているのではないかと思います。被告人の人となりみたいなのところも、個人的には重要だと思っています。そこも含めて被告人の話を聞きたいと思っています。

裁判官の感覚としては、最初に冒頭陳述で検察官、弁護人の主張を聞いています。冒頭陳述のあとは、検察官の立証が続きますので、審理の終盤になっていよいよ弁護人が主張していたストーリーを直接被告人本人から聞ける、聞いてみたいというふうに感じているのではないかと思います。

司会：次に伺いたいのは、私が個人的に気になっている点です。証人尋問、弁護側証人もそうですけど、証人尋問と被告人質問との間で、裁判所の信用性判断の在り方に実質的な違いはあるかということです。例えば先ほど鈴木裁判官がおっしゃったように、被告人質問は、当事者の主張や言い分という側面があります。また順序も多くの場合は証人尋問が先に行われます。裁判所の暫定的な心証が形成された状態になり、その後で被告人質問が行われるわけです。こういった違いは、信用性判断の在り方に実質上影響しうることなのか。するとして、我々は何を考えればいいのかという点を伺いたいのですが。

鈴木裁判官：裁判官は立証責任も意識していますし、被告人の法的な地位も意識しています。事実認定との関係で用いられ方が違う面はありますが、広い意味での信用性判断は変わらないと思います。

裁判官の受け止め方ですが、信用性の判断につい

て、証人と被告人とで何か違うということはないように感じます。裁判員は検察官による立証を見た後に、証人尋問を聞いていますけれども、被告人質問を聞くに当たっても、まっさらというか、ニュートラルな感じで聞いていると思います。

ただ裁判員もやはり気にするのは、そこまで出てきていた客観的な証拠と整合しているかどうかという点です。裁判員は、証拠調べで出てきていたところは細かいところも含めてよく見ている。なので、事案の全体像の中で被告人が言っていることがどうかとか、証拠と矛盾してないかどうか、そこはよく見ていると思います。

司会：客観的な証拠と被告人の話がずれていた場合には、これまで築いた心証と明らかに違うことを言っているんじゃないかと、そう受け取るわけですね。

鈴木裁判官：そういうことです。

司会：客観的な証拠ではなく証言についてはいかがでしょう。例えば証人尋問で被害者が非常に迫真性のある証言をした、具体的であって、まあ、うそを言っていないよねという雰囲気になったとします。その場合、その後に被告人が証人と違う内容を話したとして、裁判員や裁判官は両者の話をフラットに見ているのかが気になります。

鈴木裁判官：裁判員を見ての印象ですが、証人の話を聞いたときに形成される心証というのはあると思うんですけど、では、被告人の話を聞くときにそれまでの心証を前提に聞いているかということ、必ずしもそうではないような感じがしています。証人の話は証人の話、被告人の話は被告人の話と割り切って聞いている。証人の話を聞いてある程度の心証みたいなものはあると思いますが、何かバイアスを持って被告人質問を聞いているという感じではないように思います。

理解される被告人質問とは —— 最低限必要とされる技法

司会：被告人質問が本当にうまくいった場合はどうなるか、理想の被告人質問とはどんなものでしょう。

村井弁護士：本当にうまくいけば、補充質問がされません。あくまで補充質問を、当事者が聞き漏らしたところに関して、文字通り、補充して聞いていただくものと位置付けた場合ですけれども。当事者が過不足なく聞いておれば補充の必要はないだろうというのが、理想型の1つなのではないかと思います。

司会：裁判官が聞きたいようなことは、もうすでに弁護人が代弁して聞いているということですね。裁判官からみるといかがですか。

鈴木裁判官：確かに、補充質問はないに越したことはないですね。

被告人が話したいことと、裁判官、裁判員が知りたいと思っていることは、必ずしもイコールではないことがあって、我々は冒頭陳述とかを聞いて、この点について知りたいという意識で証拠を見ています。いよいよ被告人の話を聞くというときに、知りたいと思うところについて過不足なく語ってもらえるというのが、理想ではないかと思います。

司会：次に、検察官の立場から、聞いていて分かりにくい、伝わらないと感じる弁護人の被告人質問に共通する特徴があれば、忌憚のない指摘をいただければと思います。

望月検察官：検察官としてというよりも、裁判員だったらどうかということも含めて申しますと、聞き手が置き去りにされているものではないかと思います。弁護人のご質問と被告人自身の答えがかみ合っていない。あるいは、何か答えが出たような気になって弁護人

が先に進んでしまっているような場合です。おそらく接見の中でいろいろと打ち合わせをしているので、その内容を思い出されると弁護人ご自身はもう分かった気になってしまうんだと思うんですけど、まだ答えが出ていないのに次に進まれてしまって、あれ？今の話はどうなるんだろうと感じてしまうわけです。あと時系列がごちゃごちゃになっていて、どこの場面の話をしている、どうなったのかというのが聞いていて伝わってこない場合は、結局検察官からもう1回、一から聞き直さなければならない。そうしないと内容が分からないし、検察官による質問も適切にできないと感じます。

司会：裁判官からみて、話の中身が分からない、分かりにくいと感じる被告人質問の特徴とはどのようなものですか。

鈴木裁判官：技術的な話かもしれませんが、例えばものすごく早口だったり、声が小さかったりというのはあります。あるいは、聞いている方が置き去りになってしまう、尋問者と被告人の2人の世界になってしまって、こちらを全然見てくれないということもあります。非常に当たり前のことですが、言わんとしていることが正確に分かりやすく伝わるというのが大前提だと思います。

司会：我々弁護人にとってかなり耳の痛い話だと思います。村井さんの感想はいかがですか。

村井弁護士：今のお2人がおっしゃる通りだと思うんですけど、聞いている側が質問している内容と被告人が答えた内容とがずれてしまうのは、聞いている人の聞きたい内容と、聞かれた被告人が理解した内容とがずれているからです。誰がどう聞いたって、それはその意味にしか取れない言葉をその場で臨機応変にずっと出せるようにするというのが、そうした齟齬をなくすための最も重要な作業です。問いも

短くする。さらにやり取りを聞いている事実認定者を置いていっちゃいけないというのもその通りです。ずっとメモを見ながら、紙と対話しながら被告人質問をやっている弁護人がよくいますけど、とんでもない話です。そして、弁護人によっては異なる見解もありますが、私は結構ちらちら裁判官や裁判員を見て反応を気にしています。

司会：被告人質問を分かりやすくするために構成面ではどんな工夫をしているか実例を教えてください。

村井弁護士：やはりまずは時系列じゃないですかね。言葉によって事実を伝えるわけで、文章でもないし、図面でもない。時系列で聞いていかないとついていけません。さらに時々、どこまで話が進んでいるのかよく分からなくなるから、たまに、じゃあ、ここからは何月何日何時ぐらいのことに場面を移しますとか、そういうガイドを入れることも大事だと思います。

司会：量刑事件の模擬評議をやった時に、ある裁判官の方からいただいた指摘なんですけど、まず犯行状況そのものを最初に細かく聞いてもらって、犯行前の経緯など長いものがあるのであれば、その後に聞いてもらった方がよいのではないかと。犯行前の経緯がすごく長くて、犯行自体がすごく早く終わっちゃうというのであれば、なかなか本題に入らなくてイライラする人もいるかもね、ということでした。これは形式的には時系列には反するわけです。ただ、ご指摘自体はもっともなところもあり、ご意見を伺いたいところですよ。

鈴木裁判官：そう考える裁判官もいるかもしれませんね。個人的には時系列が一番素直で分かりやすいという気はしています。ただそれでもメリハリが必要です。冒頭陳述で弁護人の主張は頭に入っていますので、主張の核心にたどり着くまでに前置きが長す



東京地方裁判所
刑事部裁判官
鈴木 巧氏

ぎると聞いている方も力尽きてしまいます。時系列でいいんですけど、一番聞いてもらいたいところ、あまり時間を置かずにたどり着いていただく必要がある。もちろん事案によりますので、道のりがすごく長い事案の場合には、犯行場面から聞いていくということもあるかもしれません。いずれにしても、質問の時間があまりにも長すぎると、それだけで集中できなくなってしまうこともあります。

司会：長くなりすぎる被告人質問についてですが、ディテールをどの程度聞いていくのか、どの程度削るのかに悩むことがあります。理屈としてはケースセオリーとの関わり乏しい些末な事実は取り除き、重要な事実は細かく聞くべきですが、実際にやってみるとその判断は悩ましいこともあります。村井さんは、長くなりがちな被告人質問は何に由来していると思われますか。

村井弁護士：量刑事件の場合に刑を決めるにあたって重要な犯行事実は、罪名や社会的類型ごとに違ってくると思うんですけど、それを外してしまい、重要ではない事実を詳細に聞き続けてしまうというのが典型例ですかね。例えば性犯罪の事案で、犯行に至るまでにどんなにイライラがたまっていたのかという点の尋問を細かくやりすぎても逆効果ですよ。否認事件の場合だと、争点、事実、間接事実、その次の再間接事実の各推認の過程を見誤って、推認過程から外れた事実を詳細に聞いてしまう。そうするとこの尋問は意味がなくなるわけです。

司会：具体的な発問の仕方について、弁護人の立場からどういう工夫をしているのかを教えてください。

村井弁護士：まず絶対にしないといけないのは、問いを発する弁護人の聞きたい内容を、被告人と裁判体、その場にいる全員が一義的にとらえられるようにすることです。その次に、1文の中にある問いは1つ



東京地方検察庁
公判部検察官
望月 栄里子 氏

だけ。しかも単文。何とか何とかなんですとか、こう思いますけれどもとか、複文にはしない。あと、これはあんまり共感をしてもらえないかもしれないですけど、私は区切りのいいところで沈黙します。

司会：間を取る，ということですね。

村井弁護士：そう，そう。裁判員の中には一生懸命メモを取っている方がいる。裁判官もです。間を取らないと追いつけません。それから適切な間というのは，聞いている側の頭の整理になる。意識的に間をとります。そんなに聞いている側をちらちら見ていたらおかしいよねという弁護士もいるので見解は分かれるところですが。

司会：弁護士会主催の法廷技術研修等で教えているいろいろなテクニックがあります。例えば発問に関してはオープンなクエスチョンをせよとか，5W1Hを活用せよとか。弁護人がやっているけど，効果的じゃないよねというテクニックがあれば，教えていただきたいのですが。

望月検察官：今，村井弁護士がおっしゃったことですか，赤木弁護士がおっしゃった5W1Hなどは，まさにその通りだと思いますね。傍聴していると，質問が長い弁護士の方って結構いらっちゃって，被告人の言葉を率直に聞き出せる質問になってないケースがあります。あと被告人，それは全部誘導じゃないですかと（笑），聞いていて思うことはありますね。

鈴木裁判官：尋問技術というのはテクニカルな話ではあるけど，重要だと思っています。問いが長いというのは確かにそうです。裁判官は直接尋問しないので偉そうなことは言えないんですけど，やはり問いが長いとわかりづらい。短い問い，それに対してかみ合う答えが出るというような形が一番聞いていて心証が取りやすいと思います。

スピードもそうで，私は逐語に近いぐらいメモを

取りますし，裁判員の方にはメモを取っても，取らなくてもお任せしますと言っていますが，結構細かくメモを取っている方もいらっしゃいます。弁護人の中には，自分が用意した質問の方ばかりに意識がいついて，被告人の答えをあまり聞いていないのではと思う人もいますよね（笑）。しかもすごく速くて，追い付けないこともあります。

それから，これは内容に関わるのかもしれませんが，どうしてあれを聞いたのがよく分からないとか，質問の意図が分からないこともあります。途中で分かればいいんですけど，最後まで分からないこともある。

尋問技術については，弁護士会などで研修もされているので，すごく向上している感じはしますが，裁判官からも反省会などでは聞く側としての感想は言いますので，参考にさせていただければと思います。

共感される被告人質問の在り方

司会：次に伺いたいのは，被告人質問を「理解」してもらおう，とは別のレベルの話です。我々弁護人が法廷活動の目的を達成するために，被告人質問の内容を理解してもらおうというのは最低限の話で，さらにやっぱりこちらの方が信用できるよねという「共感」を勝ち取らなければなりません。共感に至らないような被告人質問とはどのようなもののでしょうか。

鈴木裁判官：先ほどと逆の話に聞こえるかもしれませんが，スムーズすぎる被告人質問というものもあるんですよ。シナリオみたいなものがあらかじめ用意されていて，それを再現するかのよう被告人質問。これは非常にスムーズなんですけど，裁判員からは，あれは事前に打ち合わせをして，あらかじめ言うことも全部セットして，弁護人からこう言ったらいい



刑事弁護委員会委員
村井 宏彰 (61期)

みたいと言われているんですかという反応が出ることもある。弁護人としては、弁護方針もあり、それに沿って被告人の話はある程度取捨選択していく必要もあると思うので、難しいとは思いますが、やりすぎてしまうと逆に人工的で共感を得られにくくなってしまいます。

村井弁護士：証人尋問でも同じようなことは言えますか。

鈴木裁判官：証人尋問でも同じだと思いますが、特に被告人質問で、そういう反応が出る人が多いですね。被告人が一方向的に自分の言いたいことだけを行っているという印象が組み合わさると、なおさらそういうふうを受け止められるかもしれないですね。

被告人が自分の言葉で語ってない印象を与えるんですかね。例えば表現ぶりが多少変だったり、しどろもどろでも、やっぱり生の言葉で語っている方が自然な感じがします。

村井弁護士：テンポがよすぎるということですか。

鈴木裁判官：いや、スピードの問題ではなくて、普通、答えるときには少し余計なことを言ったり、多少右へいったり左へいくことがあるじゃないですか。それもなく、まさにシナリオを再現するかのように、覚えたセリフを言うかのような被告人質問ですかね。

司会：検察官もご覧になっていてどうですか。

望月検察官：まったく同感ですね。明らかに練習して用意してきた答えをしているような印象のものは共感を得にくいように思います。この点は、私もむしろ検察側の証人の主尋問で気にしています。特に警察官の尋問なんかですと、練習したかのようなスムーズすぎるものは何の心証も取れないから、本当に体験した事実を本人の言葉で証言させるようにしなさいと指導はしていますが、被告人質問もまったく同じですね。

司会：村井さんは共感してもらえるために必要な自然さを出すために、どんな工夫をされているのですか。

村井弁護士：自然さを醸し出すためにやっていることでは決して無いですけど、問答を作って被告人に渡すまでのことはしません。被告人質問を練習するかどうかでというと、私はします。そうじゃないと、事故が起こると思いますので。ただ、接見をしていて、この人だったらこのぐらいの理解力はあるから、こういう言葉で持っていけば、こう答えてくれるよねというのがわかることが多いですね。だから渡さなくてもできます。

答え方に関しても2点だけ気を付けるように言います。1点目は形式的なことで、答えるときに私の方、つまり横を向かないでくださいと。それはルールなんだけど。ただ、仮に横を見てしまっても大した問題ではない。2点目の方が重要で、まず結論を答えてくれと言います。結論のところを言ってくださいと。理由が必要な場合には、続けて私が聞くからと。それで、人にもよりますが、2～3回練習をすれば概ね大丈夫です。最近是一回結審の量刑事件などでは、1回通せばいけるケースもあります。

鈴木裁判官：自然さがなかったとしても、だから信用できないかということそこは別の話ですけどね。自然さがなければただちに信用できないとなるわけではないです。

村井弁護士：裁判員の方が、あれはちょっと弁護士に言わされているよねと感じると、信用性にも影響するような気がしますけども。

鈴木裁判官：そのような意見が裁判員から出た場合には、弁護人は質問事項を整理したり、打ち合わせをしたりすることはあるだろうけど、被告人に対してこう言った方がいいよとか、ああ言った方がいいよと、そういうアドバイスをするというのではないで



〈司会〉
刑事弁護委員会
広報・研修部会部会長
赤木 竜太郎 (67期)

すよという説明はします。裁判員の方もそれで理解してもらっていると思います。

司会：検察官の証人テストは、どれぐらいやるものなのですか。

望月検察官：回数や時間は、その証人の位置づけや記憶の程度等によって変わってきますし、検察官によっても様々ではないでしょうか。私個人のやり方でいいますと、私は証人の記憶の中身がどの程度かというのは最初の1回でいたい全部把握しますね。この証人の記憶のレベルと、中身はこのぐらいなんだと。次からは、この中からどの事実をどれだけ法廷に顕出できるか、どのような質問の仕方したら、最も自然な形でこの証人の記憶を引き出せるかというのを探ります。各証人の知的程度、語彙の豊富さ、少なさ、これが影響しますので、その個性に自分を同化させて質問事項を組み立てていくというような作業で、これにどのくらい時間が掛かるかによって打合せ回数も変わると思います。

被告人質問先行型審理の現状と課題

司会：裁判員非対象事件について、少しお話を伺いたと思います。非対象事件では被告人質問先行型の審理が望ましいと、弁護士が主導して言うようになりました。一部で行われていますが、正直、あんまり広がってないという現状があると認識しています。やる弁護士はいつもやるけれども、やらない弁護士はずっとやらないという状況です。裁判官からご覧になって、被告人質問先行型の審理の現状や長短について、忌憚のないご意見をいただければと思います。事件としては、公訴事実と争いがなく、認めている乙号証が存在する、弁護士として乙号証は不同意、任意性は争わないが、被告人質問は先行

されたいと証拠意見をいう場合を想定しています。だいたい一回結審の事件です。

鈴木裁判官：被告人質問先行については裁判官もいろいろ考えがあるし、どんな事件をイメージするかでだいぶ議論が変わってくるのかもしれませんが。私個人はどうしているかという、まず事前準備の段階で、弁護士から被告人質問先行でやりたいという話があれば、もちろん事案を見て、検察官の意見も聞いて、特段支障がなければだいたい希望どおりやっていると思います。ただ希望自体がそれほど多くない。この1年半で二、三件くらいでしょうか。

司会：えーっ、予想外に少なかった。

鈴木裁判官：被告人質問先行の趣旨は、大事な点について、捜査段階の供述ではなく被告人に法廷で直接語ってもらうというところなんだと思うんです。ただ印象として、被告人質問先行になったとたんに、弁護士も検察官もすごく構えてしまって、何でも聞かなきゃならない、全部聞かなきゃいけないという意識が非常に強いです。例えば、覚醒剤の自己使用で、弁護士から主質問40分と言われたことがありました。ちょっとそれはないでしょうと。本来の趣旨は、大事なところを法廷で直接語って、大事なポイントについて十分な心証を取ってもらうという点にあるはずなので、調書を調べないがために、何でもかんでも法廷で聞かなければというのは、本末転倒のような気がしています。被告人質問先行でやる場合は、調書を調べていないので、事案の概要も含めて罪体についても聞いてもらう必要はありますが、基本はやはり大事なところを法廷で聞いていただく。ただ検察官としては立証の漏れがないかどうかというのが気になるころだと思うので、私は検察官にも量刑上大事なところを聞いてくださいと、そのうえでどうしても立証すべき事実が足りないと

いうのであれば、そこは乙号証の請求を維持してくださいと言っています。検察官が乙号証の請求を維持した場合には、必要性について確認して、採否を決めています。もちろん、自白事件ですので、ほとんどの場合は全部撤回されることが多いですけどね。

司会：公訴事実自体の複雑さとか、件数の多さとかといった要素も関わってきますか。

鈴木裁判官：そうですね。例えば非常に複雑だとか、様々な経緯がある事案では、その経緯が重要であれば、そこを直接本人に語ってもらうことはあると思います。ただ、事案は複雑なんだけどそれは前提的な事実過ぎず、量刑のポイントは別のところにあるという場合だったら、むしろ前提事実は調書でまず調べて、大事なところを被告人質問で聞いてもらうという方が趣旨に沿っている感じが個人的にはしています。

司会：検察官はいかがですか。

望月検察官：前提として、公訴事実と争いのない事件であれば情状が大事なわけじゃないですか。情状が大事なのに、なにゆえ被告人質問を先行していこうという動きがあるかの理由がそもそも分からないんです。私の部下もたまに弁護人から被告人質問先行の申出があったと言ってくるんですけど、「何のため？」と聞くと、その点について弁護人の方からきちんと説明がされてないので判断できないんですよ。

村井弁護士：それは多分立場の違いで、お言葉を返す感じになっちゃいますけど、弁護人は何で調書の取り調べを先行しなければならないのか、というのが出発点なんです。それは、刑事訴訟法が直接主義にしているからとか、公判で全部、心証を取ってもらうのが裁判だからだとかいう理念的なものを

理由として挙げている文献もあるようですが、むしろ、その人のやった行為に関する主張を裁判官に伝える方法として、調書ではなく、被告人質問の方が優れているからだと私は考えます。依頼者がそこにいるのに、その主張を法廷外供述で顕出するのは何でなのか、という感覚です。ただ、立場の違いなので、平行線なのかなという気はしているんですよ。

望月検察官：被告人質問を先行して行うことの必要性がはっきり分からない以上、検察官としては現にある供述証拠、つまり乙号証で立証するというのは刑事訴訟規則から言っても、刑事訴訟法の建前から言っても当然のこと、ということになります。必要性が明示されれば、それは考える余地がありますが。裁判員裁判と違って公判前整理をやっているから、弁護人から予定主張が出てきているわけでもなく、被告人質問でどのような内容が出てくるのか分からない。そうすると、いろいろと準備が必要になりますが、公訴事実と争いのない事件で被告人質問の準備のための時間を割かれるのはちょっと抵抗もあります。立証責任を負っている側としての負担というのがやっぱりあって、このあたりが弁護人のご意向と合わない原因ではなかろうかなと思っています。

鈴木裁判官：裁判員裁判では被告人質問先行をやるのに、非対象事件では必ずしも被告人質問先行をやらないという点はダブルスタンダードだとは思っていません。もちろん、裁判員裁判のプラクティスの本質的な部分、例えば法廷で心証を取れる審理を行うとか、争点や事案のポイントを把握して、ベストエビデンスでしっかり心証を取ろうといった本質的な部分は、非対象事件の自白事件でも同じだと思うんですよ。でも、実際の裁判の運用の姿として



裁判員裁判と非対象事件がまったく同じになるかというそこは必ずしもそうではない。非対象事件で被告人質問先行をやるかどうかは、やはり個々の事案を見て考えていくのではないかと思います。

司会：今日これまでお話を伺ったように、必要な事実をちゃんと顕出して、理解してもらって、かつ無駄な時間を使わないというのは重要ですね。裁判員裁判でそれがちゃんとできている弁護人が、非対象事件で被告人質問を先行しても、おそらくそんなに審理に支障は生じないと思うんです。問題は、非対象事件だったら、乙号証は何も考えずに全部同意する、という弁護人がまだ結構いるのではないかと、という点です。たまに傍聴すると、5分だけの被告人質問とかをよく見かけるんです。乙号証が全部採用されて、あとは反省していますとか、今後どうしますかということだけ聞くみたいな。それでは明らかに不十分ですね。

鈴木裁判官：調書を先に調べる事件でも、被告人質問ではしっかり重要なところを聞いてほしい。先に被告人質問をやるか、やらないかにかかわらず、弁護人として必要なところはしっかり聞いてほしい、その意識が大事かと思います。

村井弁護士：必要なところとおっしゃるのは犯情事実もということですか。

鈴木裁判官：調書を先に調べれば犯情はある意味出てきていますけど、でも弁護人として、犯情についてここはぜひ言いたいというところがあれば、それは調書を先に調べても被告人質問でしっかり聞いてほしいと思うんです。

村井弁護士：弁護人に下手くそに被告人質問をやられると、裁判官や検察官は余計、面倒くさくなるわけじゃないですか。弁護人の方でやらせてと言うんだったら、ちゃんとやらないとだめじゃないのという責

任は感じますね。私は量刑事件でも、被告人質問先行を求めず供述調書に同意したことは、おそらく10年近くないですが、心がけているのは、必ず約束の時間内に終わらせることです。弁護人の被告人質問が長引いたせいで、結審予定だったのが続行になってしまうことはないように心がけています。約束を必ず守っていくと、裁判所からも検察庁からも何のご異論も出ないようになってくる。それが理想です。そうすると、検察官も乙号証として被告人の供述調書は請求せず、戸籍しか請求してこなくなる。

おわりに

司会：今日は長時間、忌憚のないお話をいただき誠にありがとうございました。最後におひとりずつ、締めのお言葉をいただいてもよろしいでしょうか。

鈴木裁判官：被告人質問に限らず、弁護人はとても勉強熱心だし、熱意をもって刑事事件に取り組んでおられるように思います。刑事裁判はまだまだ試行錯誤の連続だと思っています。これからも、率直な議論を通じて、一緒に考えていけたらと思っています。

望月検察官：弁護人、裁判官のお考えを伺えたことは、とても参考になりました。法改正等によって刑事裁判制度に変化が生じている部分もありますが、検察官の職責が変わるところはないと思っていますので、今後も誠実にその責務を果たしていきたいと思っています。

村井弁護士：今日は貴重なお話をお聞かせいただき、誠にありがとうございました。私自身大変勉強させていただきました。今後も弁護人として、正しい裁判が実現されるように注力する次第です。

司会：今日はありがとうございました。

「被告人質問先行」はなぜ普及しないか

—座談会の感想も含めて—

刑事弁護委員会副委員長 前田 領 (60 期)

委員 村井 宏彰 (61 期)

委員 赤木竜太郎 (67 期)

裁判員裁判対象事件の被告人質問に関する座談会について、裁判官・検察官から有意義な意見を伺い、とても参考になりました。

ただ、座談会の中で、裁判員非対象事件における被告人質問先行については気になることがありましたので、実際に日々刑事事件に取り組まれている読者の皆様に、最後に少しお伝えします。

1 検察官から反対されたら

座談会の中で、検察官から、裁判員裁判非対象事件において、なぜ被告人質問先行による審理を行うべきなのかにつき、弁護士から理論的な根拠が示されたことがないとのこと指摘がありました。

もしかすると、事前の公判準備のやりとりで検察官からそのように言われて、せっかく思い立った被告人質問先行を諦めてしまう方がいないだろうか…？と思わずにいらませんでした。

少し考えてみましょう。

検察官は、被告人の供述調書を先行して取り調べることが「理論的に正しい」と考えていることになります。例えば、「立証責任を負う当事者である検察官が取調べを請求した証拠である被告人調書をまずは取り調べることが、当事者主義訴訟構造に立脚する刑事訴訟法からは当然である」という指摘があります（清野憲一検察官「『被告人質問先行』に関する一考察」判例時報2252号3頁以下）。

しかし、被告人質問の先行は、理論的に正しいのでしょうか？ もちろんそうではありません。もし被告人質問が理論的に正しいのであれば、裁判員裁判の審理でも被告人質問先行の審理が行われるはずがありません。

したがって、検察官に対しては、「どちらが理論的に正しいか」ではなく「弁護士として被告人質問先行を選択する理由」を伝えるべきです。

ほぼすべての量刑事件では、被告人の言い分を裁判所に伝えることになります。弁護人は、量刑事件においては、適切な量刑（言い換えれば、より軽い量刑）を実現しなければなりません。そのためには、被告人の言い分を裁判所に伝える手段として、被告人質問と供述調書のいずれが優れているか、という視点で考えなければなりません。

供述調書は捜査の過程で作成されるものなので、裁判での判断事項との関係では不必要な情報が含まれていたり、重要性に比して過剰な情報が盛り込まれていたりするものも少なくありません（岡慎一・神山啓史「『裁判官裁判』の審理の在り方—ダブルスタンダードは維持されるべきか—」判例時報2263号9頁）。これらの「不必要」や「過剰」な情報は、裁判官に予断や偏見を生じさせ、ひいては、不当に量刑を重くする結果につながりかねません。

また、同じ事実を、特に被告人にとって不利な事実を裁判所に伝えるのでも、捜査官が捜査官の言葉で構成した文章を裁判官に読んでもらうのと（供述調書の取調べによれば、裁判官は結局裁判官室で改めて供述調書を読むことになります）、被告人自身が供述しているのを法廷で直接見聞してもらうのでは、大きく異なります。供述調書には、どうしても供述録取者の主観が入り混じり、特に評価的な文言については悪質さの程度が増した表現が用いられることが少なくありません。一方、被告人自身の供述ならば、そのようなことはありません。

このように、被告人の言い分を供述調書により伝えようとする、「不必要」や「過剰」な情報が伝わってしまったり、実際よりも事実が正確に裁判官に伝わらなかったりする危険があるといわざるをえません。被告人質問の先行によれば、上記のような危険を防止することができます。弁護士が主質問を行うので、ケースセオリーに沿った、被告人に有利な事情も十分に顕出することができます。さらにその事実

の顕出の仕方、例えば順序や表現などは、その事実に対する裁判官の評価に影響します。被告人質問によれば、弁護人がコントロールできるのです。

以上が、弁護人が被告人質問先行を選択すべき（選択しなければならない）理由です。

2 実際に被告人質問先行が行われたら

仮に事前の公判準備の段階で検察官が反対しても、裁判所が被告人質問を先行施行してくれる運用は十分考えられます。本座談会でも話題になりましたが、被告人調書に対して「不同意」との意見が述べられたら、裁判所としてもその時点で刑事訴訟法322条に基づいて採用することは難しく、まずは被告人質問を施行することとなります。被告人質問先行をするためには、まず事前にきちんと「不同意」との意見を述べることです。検察官はなぜ不同意なのか、同意に意見を変更しないのか、事前に確認をしてくるかもしれません。上記のように理由をきちんと説明し、理由があるのであれば断固として証拠意見を変えなければよいのです。被告人質問先行審理を行うのは、現在の実務の運用に照らしても、決して難しいことではありません。弁護人にやる気さえあればできるのです。このように、検察官への事前連絡は必須ですが、事前の明示の了承にこだわる必要はありません。また、被告人質問が問題なく実施できた場合には、検察官は弁護人が不同意とした乙号証を撤回します。1回結審の事案では、そのまま論告弁論へと進むはずですが、被告人質問の先行により乙号証が採用されないことを理由に、例えば公判調書が完成していないので論告ができない、などと検察官が主張してくることが無いわけではないですが、実際に当日論告が実施できなかったという事例は、近時は聞いたことがありません。仮にそのような事例を経験された場合には、刑事弁護委員会にご報告ください。

なお、検察官の対応に問題を感じたり、裁判所の取扱いが気になる場合には、裁判所に被告人質問先行を行う旨の連絡をしておけばよいと思います。

3 弁護技術の向上

被告人質問先行を実施した場合に、被告人の主

質問が予定の時間を大幅に徒過し、1回結審予定であったのに1回結審ができなかったとすれば、依頼人に不利益になりますので、予定時間は厳守しましょう。

また、被告人質問において、どのような事実を聞くべきかについてケースセオリーに即して取捨選択する必要がありますし、また、弁護人が求める供述を獲得するためには尋問技術が必要となります。

ケースセオリーや尋問技術に関する研修は当会でも実施しておりますので、ぜひ研修にもご参加ください。

4 事件受任前の心得

被告人質問先行を滞りなく実施しようとする、事前の準備が必須です。被告人から犯情や一般情状にかかわる事項を十分に聞き取り、乙号証を読み込み、尋問を組み立て、準備した尋問を試行した場合に十分な供述が得られない場合には、尋問を変更し、再度試行する作業が必要となります。

乙号証を同意するより、事前準備に時間がかかることは間違いありません。しかし、適切な被告人質問先行が実現できれば、そのかかった時間分、依頼人にとってプラスになることも、間違いのないです。

国選弁護事件を受任する場合には、十分な事前準備の時間が確保できることを確認した上で、事件を受任してください。

以上申し上げた中には、やってみると難しく感じる部分もあるかもしれません。しかし、私たち弁護人がその務めを果たすには、被告人質問先行でなければなりません。そして被告人質問先行型の審理が広く普及し、根付いていくことは、弁護人の尋問技術の底上げに直結します。何より、裁判員裁判導入以前の刑事司法の問題点であった調書偏重から脱却し、直接主義・口頭主義の実質化という理念に基づく適正な審理を、広く実現することに繋がります。だからこそ被告人質問先行が実際にはあまり行われていない現状は問題と考えます。弁護人が積極的に被告人質問先行を申し出さえすれば、運用は変わっていくはずです。やる気さえあればできるのです。

ぜひ、被告人質問先行にチャレンジし、依頼人にとってベストな弁護活動ができるよう、ともに研鑽しましょう。